

佐賀県規則第30号

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年佐賀県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>（循環型社会の実現に寄与するものとして規則で定める課税の免除）</p> <p>第5条 条例第5条第1号に規定する規則で定める搬入とは、次に掲げる施設への搬入で、当該施設を有する事業者の申請により佐賀県税事務所長が承認したものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>産業廃棄物の焼却処理の過程を通じて得たものを原料又は原料及び燃料として、自らの製品を製造する焼却施設</u></p> <p>2～5 略</p> <p>（換算して得た重量）</p> <p>第7条 条例第6条第2項の規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとに体積を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積に乗じて得た重量とする。</p> <table border="1" data-bbox="235 1193 1099 1382"> <tr> <td data-bbox="235 1193 1099 1241">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1241 1099 1382"> <p>備考</p> <p>1 この表の第1号から第6号までに掲げる産業廃棄物の種類は<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第</u></p> </td> </tr> </table>	略	<p>備考</p> <p>1 この表の第1号から第6号までに掲げる産業廃棄物の種類は<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第</u></p>	<p>（循環型社会の実現に寄与するものとして規則で定める課税の免除）</p> <p>第5条 条例第5条第1号に規定する規則で定める搬入とは、次に掲げる施設への搬入で、当該施設を有する事業者の申請により佐賀県税事務所長が承認したものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>産業廃棄物を原料又は原料及び燃料として、焼却処理の過程を通じて自らの製品を製造する焼却施設</u></p> <p>(4) <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の3の3第1項の知事の認定を受けた焼却施設</u></p> <p>2～5 略</p> <p>（換算して得た重量）</p> <p>第7条 条例第6条第2項の規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとに体積を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の体積に乗じて得た重量とする。</p> <table border="1" data-bbox="1164 1193 2027 1382"> <tr> <td data-bbox="1164 1193 2027 1241">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1241 2027 1382"> <p>備考</p> <p>1 この表の第1号から第6号までに掲げる産業廃棄物の種類は<u>廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物</u></p> </td> </tr> </table>	略	<p>備考</p> <p>1 この表の第1号から第6号までに掲げる産業廃棄物の種類は<u>廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物</u></p>
略					
<p>備考</p> <p>1 この表の第1号から第6号までに掲げる産業廃棄物の種類は<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第</u></p>					
略					
<p>備考</p> <p>1 この表の第1号から第6号までに掲げる産業廃棄物の種類は<u>廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物</u></p>					

改正前		改正後	
<p>137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物とし、同表の第7号から第19号までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物処理法施行令第2条第1号から第12号までの各号にそれぞれ掲げる産業廃棄物とする。</p> <p>2 略</p>		<p>とし、同表の第7号から第19号までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物処理法施行令第2条第1号から第12号までの各号にそれぞれ掲げる産業廃棄物とする。</p> <p>2 略</p>	
様式第1号		様式第1号	
略		略	
申請区分	産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第1号該当 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第2号該当 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第3号該当	申請区分	産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第1号該当 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第2号該当 産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第3号該当 <u>産業廃棄物税条例施行規則第5条第1項第4号該当</u>
〔該当する区分の〕 にシを付けてくだ さい		〔該当する区分の〕 にシを付けてくだ さい	
略		略	
略		略	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。